



2025 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 増 田 英 紀
(コード番号 8008 東証プライム市場)

問 合 せ 先 常務取締役常務執行役員 西 村 政 彦
財務担当
(T E L . 0 3 - 5 7 1 9 - 3 2 9 5)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の 継続に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 14 日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「現行プラン」といいます)の更新を決議し、同年 5 月 26 日開催の当社第 72 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。現行プランの有効期限は、2025 年 5 月 29 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます)終結の時までとされております。

この現行プランの有効期限満了に先立ち、当社は 2025 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、監査等委員である取締役を含む取締役全員(うち社外取締役 3 名)の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 号第 3 号柱書に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組み(同号ロ(2))の一つとして、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)を継続すること(以下、かかる継続後のプランを「本プラン」といいます)を決定いたしましたので、ここにお知らせいたします。

本プランの継続に当たり、本プランの対象となる当社株式の買付等の「大規模買付行為」や「例外事由該当者」に該当するかの基準となる「実質的に支配」または「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準として別紙 3 の「共同協調行為等の認定基準」を作成した他、一部語句の追加・修正・整理等を行っておりますが、実質的な内容は現行プランから変更ございません。なお、現行プランと併せて公表しておりました対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合の手続及び行動指針を定める「対抗措置等ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます)については、本プランとの内容の重複を避けるために、その内容の一部を本プランに取り込んだ上で、本プレスリリース上から削除しておりますが、当社は、本ガイドラインと同じ基準に従って本プランの運用を行うこととなります。

本プランによる買収への対応方針の継続は、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランによる買収への対応方針の継続については、独立社外取締役及び社外有識者から成る当社の独立委員会から現任委員全員の賛成による承認を得ておりますことを申し添えます。

また、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令並びに金融商品取引所規則等(以下、「法令等」と総称します)に改正(法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。以下同じ)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本プランは下記2に記載のとおりであります。

記

1 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。従って、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為(下記2(2)(a)に定義されます。以下同じ)の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該大規模買付行為に対する代替案を当社が提示するために合理的に必要となる期間を経ることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式(以下、「支配株式」といいます)の取得を目指す者及びそのグループ(以下、「買収者等」といいます)による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針維持の背景

当社並びに当社の子会社及び関連会社(以下、「当社グループ」といいます)は、1950年創業以来脈々と受け継がれている「人間尊重」と「社会貢献」の基本理念のもと、変革をおそれず、挑戦し続ける企業文化を大切にしています。

そして、下記の経営理念及びコーポレートメッセージに基づく企業活動の実践により、ジュエリーや時計、アパレルを中心としたファッションビジネスを通じてお客様の生活文化の向上に貢献することで、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現しております。当社及び当社グループの経営理念は、以下の4点をその基軸としております。

①私達は、お客様に信頼される企業を目指します。

②私達は、社員に夢を与える企業を目指します。

③私達は、社会に貢献できる企業を目指します。

④私達は、株主に期待される企業を目指します。

また、当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当グループは、4℃ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

上記の基本理念のもと、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ブランド事業にて展開している「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、生産から店頭小売までの機能を有するSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にも高級ブランド時計専門のリユース事業、アパレルOEM事業、小売事業等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

主力事業であるジュエリービジネス、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの世界観を創造し、ブランド価値向上を図っております。お客様の信頼に応える真摯な経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、高級ブランド時計専門のリユース販売では、専門的な知識や経験に基づいた買取と、その後の高いメンテナンス力により商品のコンディションを高い状態に仕上げており、販売においても、高級感ある空間づくりにより、お客様が一生ものの時計を選ぶのにふさわしい店舗を展開しております。

アパレル小売事業では、ストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力を向上させております。加えて、アパレルメーカー機能においても、海外生産基盤を背景に品質・コスト競争力を伴った企画提案力を特徴に、幅広い取引先様のニーズに応え続けています。

また、財務面においては、高い収益性を誇るブランド事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。

さらには、持株会社である㈱ヨンドシーホールディングスの取締役または執行役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、広い視点での意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

もっとも、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではなく、創業以来長年にわたり培ってきた有形無形の財産と、お取引先様及びお客様との強い信頼関係や絆がビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営をさらに進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指してまいります。

以上のとおり、当社及び当社グループの各事業は、いずれも、創業以来お客様とともに成長・進化してきた各事業に関わる経験や専門知識を有する人材、かつ、当社が築き上げた信頼とそれに基づく取引先等、様々なステークホルダーとの密接な関係等の経営資源のうえに成立しており、これらの経営資源は、それぞれ長年にわたり培われたノウハウとブランドイメージを有するものであって、相互に機能することにより、更なる価値を生み出しております。他方で、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、引き続き、買収者等が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を維持した次第です。

2 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

(1) 本プランによる買収への対応方針継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報または当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えており

ます。

以上の見地から、当社取締役会は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下、「大規模買付者」といいます)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会(下記(2)(e)に定義されます。以下同じ)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下、「代替案」といいます)を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、下記(2)(h)に定義される例外事由該当者)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本日付で、本プランによる買収への対応方針の継続を決定しました。

なお、本日時点において、当社株券等に対する具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、本年2月28日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは別紙2のとおりとなりますが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます)若しくは該当する可能性のある行為(以下、「大規模買付行為」と総称します)がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等¹に関する当社の特定の株主様の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を行います。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を行います。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主様との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主様の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます)、弁護士、会計士及び税理士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)または(ii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、当該特定の株主様の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)。以下同じ)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- ② 当社が発行者である株券等⁴に関する当社の特定の株主様の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、上記①または②に規定される各行為を企図する当社の特定の株主様(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします)が、当社の他の株主様(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主様と当該他の株主様の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主様に限ります)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主様が当該特定の株主様の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主様と当該他の株主様との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下、「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面及び当該署名または押印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます)を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主様の特別関係者とみなします。以下同じとします。

⁷ 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

⁸ 「当該特定の株主様と当該他の株主様との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙3に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙3に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲で変更される場合があります。

⁹ 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を踏まえて合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該(a)の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主様に対して下記(c)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び独立委員会が意向表明書を受領した日から 10 営業日以内(初日は算入されないものとします)に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑥までに掲げる情報(以下、「大規模買付情報」と総称します)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し(以下、「意見形成」といいます)、または代替案を立案して(以下、「代替案立案」といいます)株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定め、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成または代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って適時適切にその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会または独立委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等に従って株主の皆様に対して原則として開示します。

- ① 大規模買付者及びそのグループ会社等(主要な株主または出資者(直接・間接を問いません。以下同じ)及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)等を含みます)
- ② 大規模買付者及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の貸株及び空売り等の状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対象となる株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます)
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等をいいます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます)
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直

接・間接を問いません)を含みます)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する具体的取引の内容を含みます)

- ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)並びに大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付行為に適用される可能性のある私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の国内外の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます)
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接・間接を問いません)及び関連性が存する場合にはその詳細
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、書面により大規模買付者に対して要求した情報

なお、以上の情報は全て日本語にてご提供いただくものとします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間(いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします)を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます)の買付けが行われる場合：最長 60 日間(初日不算入)
- ② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長 90 日間(初日不算入)

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得るものとします。かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を1回に限り最長 30 日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等に従っ

て、適時適切に株主の皆様に対して開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役(それらの補欠者を含みます)及び社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます)を設置いたしているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収への対応方針の継続の当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙4のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会の委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内(延長された場合にはその期間も含みます)に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合(大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます)で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日(初日は算入されないものとします)以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回され、または存在しなくなった場合、その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者(以下、「濫用的買収者」と総称します)であり、かつ、かかる大規模買付行為

に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません)が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)や部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(サ) その他(ア)から(コ)までのいずれかに準じる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動、下記ウの方法による当社株主意思確認総会の招集その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、(i)当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合及び(ii)当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主(ただし、大規模買付者を除きます)が大規模買付者による大規模買付行為に応じる意思を明示的に表明した場合には、対抗措置を発動しません。また、当社取締役会は、独立諮問委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、①大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、②当社株主意思確認総会において大規模買付者の大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合及び③独立委員会の全員一致により対抗措置の撤回が勧告された場合には、対抗措置の発動の中止・撤回その他の決定を行うことができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当該決議の内容、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

ウ 当社株主意思確認総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主意思確認総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主意思確認総会を招集します。当社取締役会は、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。当該株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。この場合には、大規模買付行為は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものといたします。当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当社株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当

社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下、「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします(以下、割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます)。ただし、会社法その他の法令及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙 5 に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを実施する場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等(例えば、(i) 例外事由該当者(本プランに違反をした大規模買付者及び濫用的買収者に該当する大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて当社取締役会が認定した者等をいいます¹⁰⁾)による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii) (a) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項、または、(b) 例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等)を設けることがあります。

3 本プランによる買収への対応方針の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

当社は、本プランによる買収への対応方針の継続を行うに当たって、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議いたします。

本プランの有効期間は、現行プランの有効期間が満了した時から、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該定時株主総会終結の時において買収提案を行っている者または当社の

¹⁰ かかる「共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判定は、別紙 3 に定める基準に従い行うものとします。

支配株式の取得を企図する者であって当社取締役会において定める者が現に存在している場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または③本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が否決された場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、かつ、法令等の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

4 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プランによる買収への対応方針の継続が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランによる買収への対応方針の継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランが、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示等を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、株主の皆様が保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償

割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関係する手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、行使価額相当の金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。ただし、例外事由該当者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類及び当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類の他、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります)。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや、本新株予約権の取得の対価として、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権が交付されること等、その取扱いが他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5 本プランの合理性について

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1－5. いわゆる買収防衛

策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(2) 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 2 (1) 記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(4) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。本プランによる買収への対応方針の継続を、株主の皆様のご承認に係らしめることで、買収への対応方針の継続についての株主の皆様のご意思を反映させます。

また、上記 3 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(5) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記 2 (2) (d) 記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

(6) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、上記 2 (2) (e) 記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役(それらの補欠者を含みます)または社外有識者等から選任される委員 3 名以上により構成されます。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、原則として当社の費用で当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

また、独立委員会の判断の概要については適時適切に株主の皆様へ情報開示することとし、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に資する透明性が確保された本プランの運用が行われる仕組みを確保しています。

(7) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 2 (2)に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

(8) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 3 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

以 上

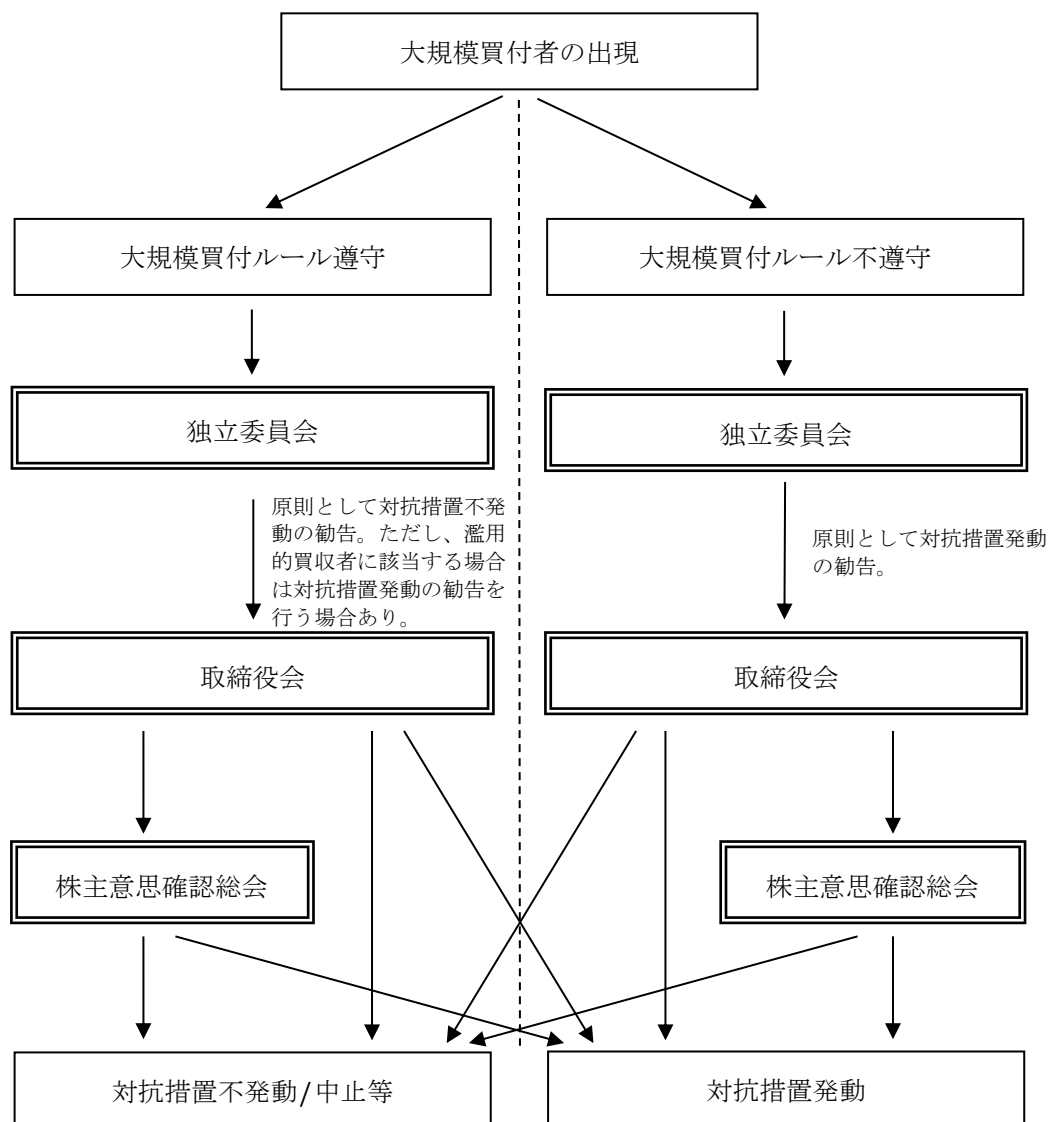
別紙 1

大株主の状況(2025 年 2 月 28 日現在)

氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,975	9.14
第一生命保険株式会社	1,078	4.99
株式会社広島銀行	1,069	4.95
4℃ホールディングスグループ共栄会	828	3.83
株式会社伊予銀行	739	3.42
大田 敏子	634	2.93
尾山 嗣雄	400	1.85
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	352	1.63
株式会社三井住友銀行	350	1.62
住川 志満子	340	1.57
計	7,767	35.93

- (注) 1. 当社は、自己株式 2,714,528 株(11.16%)を保有しておりますが、大株主からは除外しております。
2. 持株比率(%)には、2025 年 2 月 28 日現在の発行済株式の総数である 24,331,356 株から自己株式 2,714,528 株を除いた 21,616,828 株を基準に計算しております。

本プランの手の続の流れ



※ 本別紙2は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください。

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下、「認定対象者」という。))について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合的に判断する。
- ※ 以下、「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社(当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。)、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- (1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
 - (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
 - (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明等、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日等、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか。
 - (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得している等、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか。
 - (5) 当該特定の株主が株券等を取得している(または取得していた)他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか。
 - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社(当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合にその株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。
 - (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び当該特定の株主(並びに認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行)が生じているか。生じていた場合に企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。
 - (8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在してい

るまたは存在していたことがあるか。

- (9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係等準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがある等の人的関係が存在するか。
- (10) 当社に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合に、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。(なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。)
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か。(なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。)
- (12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、親族関係その他の人的関係がある等、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような直接的・間接的な関係を有しているか。
- (13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

〔氏名〕

北川 展子(1971 年 1 月 17 日生)

〔略歴〕

1997 年 4 月 弁護士登録
 1997 年 4 月 あすか総合法律事務所(現 隼あすか法律事務所) 弁護士
 2003 年 4 月 金融庁監督局(任期付職員)
 2014 年 10 月 日本証券業協会法務参事
 2015 年 6 月 株式会社高知銀行社外取締役(現)
 2016 年 4 月 弁護士法人小松総合法律事務所
 (現 弁護士法人琴平総合法律事務所) 弁護士
 2020 年 5 月 当社社外取締役監査等委員 (現)
 2021 年 1 月 北川展子法律事務所 弁護士
 2022 年 4 月 島田みらい法律事務所 弁護士(現)

〔氏名〕

河添 博(1959 年 3 月 17 日生)

〔略歴〕

1978 年 4 月 東京国税局入局
 2017 年 7 月 同局課税第一部次長
 2018 年 7 月 麹町税務署長
 2019 年 8 月 税理士登録
 2022 年 11 月 株式会社かんき出版社外監査役(現)
 2024 年 5 月 当社社外取締役監査等委員 (現)

〔氏名〕

太田 洋(1967 年 10 月 3 日生)

〔略歴〕

1993 年 4 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
 2001 年 2 月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2001 年 4 月 法務省民事局付(参事官室商法担当)
 2003 年 1 月 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) パートナー(現)

新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要

1 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く) 1株につき1個を上限として当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当てを実施する。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価格とする。「時価」とは、新株予約権の無償割当て決議の日の前日から遡って90日間(終値のない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等(以下、「例外事由該当者」という)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る)。

7 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、①新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する新株予約権については一定の行使条件(例えば、大規模買付者が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲内で新株予約権を行使することができる旨の行使条件等)や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を付すことがあり得る。

8 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 当社株主意思確認総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者からその所有に係る新株予約権または新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格(投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする)で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

以 上